

○防衛省告示第二百十四号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に
伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和二年十月十五日

防衛大臣 岸 信夫

漁船の操業を制限し、又は禁止した 区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
東京都新島南方海面誘導飛しょう体 試射水域 （東京都新島村地先） （令和二年防衛省告示第二百号）	令和二年十月八日から同月 二十八日まで	令和二年十月二十九日から令和三 年一月二十八日まで